

生徒指導について

埼玉県立川口青陵高等学校

(1) 一般事項

- ① 学校は、生徒同士が互いに高め合い、成長する場である。自分を大切にすると共に、他人の立場を尊重して思いやり、皆が気持ちよく生活できる場となるように努力する。
- ② 挨拶、言葉遣いなど礼儀正しい行動をとるように心がける。
- ③ 登・下校、学校生活では制服を着用する。
- ④ 8時30分までに登校し、午後4時50分迄に下校する。ただし、教師の指導下にある時は、延長できる。
- ⑤ 校舎内外の美化に努め、施設・備品を大切に扱う。
- ⑥ 飲酒、喫煙、賭け事、万引き、恐喝、暴力行為、薬物の乱用等の違法行為および生徒間のカンパは、学校の内外および理由の如何を問わず嚴重に禁止する。
- ⑦ 学校生活に不要なものは、持参しない。やむを得ず持参する場合はすべて記名し、個人ロッカーで各自管理する。盗難・紛失予防のため、所持品にはすべて記名する。
- ⑧ 欠席・遅刻の際は、学校 HP より Google フォームに入力する。早退・外出の場合は、事前に担任に申し出て許可を受ける。
- ⑨ 公欠（欠席・遅刻・早退とならない）は、下記の場合で担任または顧問より願い出のあった者に限る。
 - ア 部活動による公式試合、会議、発表等
 - イ 大学・会社等の受験、または手続き（下見・発表を除く）
 - ウ その他、特に校長が認めた場合
- ⑩ 忌引日数は、学則第 29 条による。

(2) 通学

- ① バイク・自動車による通学は、禁止する。
- ② 自転車通学について
 - ア 自転車通学をする者は、自転車通学許可願を提出し、自転車点検後ステッカーの交付を受け、所定の位置に必ず貼る。また、駐輪の際は、必ず所定の駐輪場を使用し、鍵をかける。
 - イ 雨天時はカッパを着用し、傘をさしての片手運転はしない。
 - ウ 交通法規・交通道德に従い、安全に留意して走行する。特に、国道 298 号線の通行および国道 122 号線（学校の東）の横断は、禁止する。
 - エ ライト、反射灯または反射テープ、ベル等法規で定められている付属品は必ず備え付け、常に自転車の整備に心がける。特に、ブレーキの調整に注意する。
 - オ 自転車通学時は安全に十分配慮し、ヘルメットの着用を心がける。

(3) 諸届・願

学校指定の用紙を利用する。なお、すでに届け出のあった事からに変更が生じた場合も速やかに担任に届け出る。

○届…欠席・遅刻・忌引・住所変更・保護者変更・保証人変更・旅行・アルバイト・
自動二輪車等免許取得など

○願…早退・外出・休学・復学・退学・転学・留学・異装・証明書交付・自転車通学許可
[注意] 傷病のため、長期に欠席するか、休学したい場合は、医師の診断書を添える。

(4) 日課表

	月曜日～金曜日
朝学習・読書	8:30～ 8:40
SHR	8:40～ 8:45
1 時間目	8:50～ 9:40
2 時間目	9:50～10:40
3 時間目	10:50～11:40
4 時間目	11:50～12:40
昼休み	12:40～13:20
5 時間目	13:25～14:15
6 時間目	14:25～15:15
SHR	15:15～15:20
清掃	15:20～15:35
下校	16:50

※なお、8時30分から終業時までの外出は、禁止する。

(5) 校外生活

- ① 保護者が承認し、宿泊を伴う旅行をする場合は、担任と係の指導を受け、届け出る。
- ② 保護者の了解のない外泊はしない。
- ③ アルバイトは届出制とする。ただし、学校生活に支障をきたす場合には、理由の如何を問わず禁止する。
- ④ 原動機付き自転車・自動二輪車（以下、「バイク等」という）について
 - ア バイク等の運転免許の取得・乗車・購入するときは、学校に「バイク免許取得届」「バイク購入等報告書」「バイク運転誓約書」を提出し、学校の許可を得る。
 - イ 上記に反して、学校の許可なく運転免許の取得・乗車・購入等をした者については、学則第27条の「懲戒」の対象とする。
 - ウ バイク等を運転する者は、他人を同乗させてはならない。また、他の者が運転するバイク等に同乗してはならない。
- ⑤ 普通自動車について
 - ア 普通自動車の免許を取得するときは、学校に「免許取得届」を提出し、学校の許可を得る。
 - イ 普通自動車の購入・運転をするときは、学校に「自動車購入等報告書」「自動車運転誓約書」を提出する。
 - ウ 上記に反して学校への届なく運転免許を取得し、また、普通自動車の運転をした者については、学則第27条の「懲戒」の対象とする。

(6) 制服・頭髪等に関する規定

① 服装について

男子

	通常	夏季
上着	本校指定のものを着用する	着用しなくてもよい
スラックス	本校指定のものを着用する	
ネクタイ	本校指定のものを着用する	着用しない
Yシャツ	標準型白無地	
	開襟不可	開襟可
ベルト	色は黒とする	

女子

	通常	夏季
上着	本校指定のものを着用する	着用しなくてもよい
スカート	本校指定のものを着用する 丈は膝下とする	
スラックス	本校指定のものを着用する	
リボン	本校指定のものを着用する	着用しない
ネクタイ	本校指定のものを着用する	着用しない
ブラウス	標準型白無地 または Yシャツ	
	開襟不可	開襟可
ベスト	本校指定のもの	必ず着用する
ストッキング・タイツ	色は黒またはベージュとする	

男女共通

セーター	本校指定のものに限り、着用してもよい	着用しない
コート類	無地（色は黒または紺）	
靴下	くるぶしが隠れるもの（色は黒・白・紺・グレー。ワンポイント可）	
靴	学生靴（茶、黒） または 運動靴	
上履き	本校指定のもの	
体育館履き	本校指定のもの	
カップ	機能的なもの	

ア 原則として6月1日～9月30日までの期間を夏季とする。

イ 変形の制服は、認めない。

ウ 夏季における3年時の進路指導については状況に応じて対応する。

② 頭髪等について

高校生らしく清潔で端正であること。

ア パーマ、脱色・染色、および、これと類似の効果のある薬品処理・熱処理は、禁止する。

イ ヘアピン・リボン・ゴム紐等は、華美でないものとする。

ウ 化粧・マニキュア・ネックレス・エクステ・ピアス・指輪等は、禁止する。

エ 奇抜なヘアスタイルは、禁止する。